

○さくら市広告事業実施要綱

平成18年10月5日

告示第156号

改正 平成22年3月31日告示第30号

平成29年6月30日告示第102号

(目的)

第1条 この告示は、市が保有又は管理する資産等(以下「資産等」という。)への有料広告の掲載事業(以下「広告事業」という。)を通じて、新たな財源の確保及び資産等の有効活用を図るとともに、事業者等への広告掲載機会の提供及び市民への情報提供を行うことで、地域経済の発展へ寄与することを目的とする。

(広告媒体)

第2条 広告事業を実施する資産等は、次のとおりとする。

- (1) 市が発行する印刷物
- (2) 市が所有する構造物及び公用車
- (3) 市が管理するホームページ
- (4) その他広告媒体として活用できる資産と市長が認めるもの

(広告掲載の範囲)

第3条 広告の内容が次の各号のいずれかに該当するものは、広告事業の対象としない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 政治性又は宗教性のあるもの
- (5) 個人の氏名を広告するもの
- (6) 社会問題について主義主張するもの
- (7) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれのあるもの
- (8) 美観風致を害するおそれのあるもの
- (9) その他広告を掲載することが適当でないと市長が認めるもの

2 前項に定めるもののほか、広告媒体に掲載できる広告に関する基準は別に定める。

(広告掲載の申請)

第4条 広告を掲載しようとする者(以下「申請者」という。)は、広告掲載申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)を市長に提出し、広告掲載の許可を受けなければならない。

2 申請者は、市長の承諾を得て、申請に必要な手続き等を広告代理業を営む者、広告看板等の製作者又はこれらに類する者(以下「広告取扱者」という。)に代行させることができる。

(広告掲載の決定)

第5条 市長は、申請があったときは、第3条に規定する基準又はさくら市広告選定委員会から受ける報告等を考慮してその内容を審査し、広告掲載の可否を決定するものとする。

2 市長は、広告掲載の可否が決定したときは、申請者に対し、広告掲載通知書(様式第2号)により通知するものとする。

3 市長は、広告掲載の可否の決定に際して仕様の変更を指示し、又は必要な条件を付すことができる。

4 市長は、第3条に規定する基準を満たしている広告の掲載を希望する申請の数が当該広告枠数を超えたときは、抽選により広告掲載の可否を決定する。

(権利譲渡等の禁止)

第6条 広告掲載の許可を受けた者(以下「広告主」という。)は、許可を受けた広告掲載の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(広告物の掲載)

第7条 広告主又は広告取扱者は、広告を掲載するときはその方法及び日程等について市長と協議の上、その指示に従わなければならない。

(広告主及び広告取扱者の義務)

第8条 広告主及び広告取扱者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 広告の内容等に瑕疵、虚偽又は誤記等がないこと。

(2) 広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと。

(3) 広告に関連する財産権について、その権利処理が完了していること。

(4) 広告の内容等が申請書の内容又は第5条第3項に規定する指示若しくは条件に適合したものであること。

2 広告主及び広告取扱者は、前項各号に掲げる事項に対し、第三者からの苦情、被害救済又は損害賠償の請求等の問題が生じたときは、自らの責任でこれらを解決しなければならない。

(広告掲載に係る契約の解除及び許可の取消し)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取り消すことができる。

(1) 広告主及び広告取扱者が第5条第3項に規定する指示又は条件に従わないとき。

(2) 許可後の事情変更等により広告の内容が第3条に規定する基準に抵触したとき。

(3) その他広告掲載が適切でないと市長が判断したとき。

2 市長は、許可を取り消したときは、広告主に対し、広告掲載許可取消し通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(広告物の撤去等)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告を掲載した広告物の撤去、削除又は塗りつぶし等を行うことができる。

(1) 広告主及び広告取扱者が、広告掲載の満了後においても広告物を撤去又は削除しないとき。

(2) 前条の規定により広告掲載に係る契約の解除又は許可の取消しを受けた広告主及び広告取扱者が、広告物を撤去又は削除しないとき。

(3) 広告主が、指名競争参加資格の停止又は取消しを受けたとき。

(4) 広告主が倒産又は解散等により消滅したとき。

2 広告物の撤去、削除又は塗りつぶし等に要する費用は広告主及び広告取扱者の負担とする。ただし、前項第4号の事由による場合は、この限りでない。

(広告掲載料金)

第11条 広告掲載料は、次に掲げる事項を考慮し、市長が定めるものとする。

(1) 広告作成の計費

(2) 広告掲載を希望する資産等の種類

(3) 広告掲載の位置

(4) 広告掲載の期間

(5) 広告の規格又は大きさ

(6) 類似する広告掲載の市場価格

(7) その他広告の掲載料を考慮するために必要と市長が認める事項
(広告掲載料金の納入)

第12条 第5条第2項に規定する通知を受けた広告主は、市長の指定する期日までに広告掲載料を一括して納入しなければならない。ただし、市長が特別な理由があると認めたときは、この限りでない。

(広告掲載料金の還付)

第13条 広告掲載料は、還付しない。ただし、市の都合により広告の掲載ができなくなったときは、還付することができる。

(広告の募集)

第14条 広告の募集は、原則として公募とする。

(広告選定委員会の設置)

第15条 資産等に掲載する広告の可否を審査するため、さくら市広告選定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

3 委員長には総合政策部長、副委員長には財政課長、委員には総合政策課長、市民課長、商工観光課長、生涯学習課長、都市整備課長及び市長がその都度必要と認める職員をもって充てる。

4 委員長は、委員会の事務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 委員会は、次に掲げる事項について検討を行い、その結果を市長に報告するものとする。

(1) 第5条第1項に規定する決定の判断が困難な広告掲載の当該決定に関すること。

(2) その他広告掲載に関し市長が必要と認める事項
(平22告示30・平29告示102・一部改正)

(会議)

第16条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

- 4 委員長は、広告を掲載するそれぞれの資産等を所管する所属長を審査会に出席させ、その意見又は説明を求めるものとする。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第17条 委員会の庶務は、総合政策部財政課において処理する。

(平29告示102・一部改正)

(その他)

第18条 この告示に定めるもののほか、広告事業に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成18年10月5日から施行する。

改正文(平成22年3月31日告示第30号)抄

平成22年4月1日から適用する。

改正文(平成29年6月30日告示第102号)抄

平成29年7月1日から適用する。